

## 「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集

平成21年3月2日  
内閣官房知的財産戦略推進事務局

内閣官房知的財産戦略推進事務局は、「知的財産推進計画2008」の見直しに当たり新たに盛り込むべき政策事項について、本日から平成21年3月25日（水）までの間、国民の皆様から幅広く御意見を募集します。

### 1) 経緯

政府は、現在、知的財産基本法に基づき、「知的財産推進計画2008」の見直しを進めています。

つきましては、「知的財産推進計画2008」の見直しに当たり新たに盛り込むべき政策事項について、国民の皆様から幅広く御意見を募集します。御意見は、別紙の要領にて御提出いただきますようお願いいたします。

### 2) 募集期間

平成21年3月2日（月）～平成21年3月25日（水）午後5時  
（郵送の場合は必着）

### 3) 意見募集対象

「知的財産推進計画2008」の見直しに当たり盛り込むべき政策事項

### 4) 募集要領

別紙をご覧ください。

### 5) 今後の予定

皆様から寄せられた御意見は、計画策定の参考にさせていただきます。

連絡先：内閣官房 知的財産戦略推進事務局  
担 当：高本、大木、徳山  
電 話：03-3539-1801  
FAX：03-3502-0087

## 意見募集要領

「知的財産推進計画2008」の見直しに関するご意見は、下記の要領にてご提出いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 募集期間

平成21年3月2日（月）～平成21年3月25日（水）午後5時

（郵送の場合は必着）

#### 2. 意見募集対象

「知的財産推進計画2008」の見直しに当たり盛り込むべき政策事項

#### ※参考ウェブサイト

知的財産推進計画2008：

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2008.html>

知的財産戦略本部（首相官邸サイト）：

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html>

内閣官房知的財産戦略推進事務局：

<http://www.ipr.go.jp/>

知的財産基本法（平成15年3月1日施行）：

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/hourei/kihon.html>

#### 3. 資料入手方法

（1）ホームページ上での掲載

知的財産戦略本部（首相官邸サイト）：

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/pc/090302/090302comment.html>

（2）窓口での配布

【内閣官房知的財産戦略推進事務局

（東京都千代田区永田町2-4-12 内閣府庁舎別館3階）】

#### 4. ご意見の提出方法

ウェブフォーム・郵送・ファックス（可能な限りウェブフォームによるご提出をお願いします。）

(ウェブフォーム)

意見提出様式(法人・団体用・個人用)に必要な事項を記入の上、送信してください。

(郵送・ファックス)

指定の様式(PDF)に必要な事項を記入の上、下記あてに郵送・送信してください。ワード形式のファイルが必要な場合は知的財産戦略推進事務局まで御連絡ください。

【郵送】〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-12 内閣府庁舎別館 3階 内閣官房知的財産戦略推進事務局

【ファックス】03-3502-0087

(問い合わせ先電話)

03-3539-1801 (担当者: 高本、大木、徳山)

## 5. 注意事項

- (1) 御意見の提出に当たっては、氏名または団体名、職業または所属団体(個人の場合のみ)、連絡先(住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレス。団体の場合は担当者名・担当者所属)を御記入いただくようお願いいたします。また、ファックス又は郵送で提出いただいた場合、提出いただいた御意見を電子媒体でも提出していただくようお願いすることがあります。
- (2) 書式は自由です。ただし、日本語でお願いします。また、文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使わないようにお願いします。
- (3) 御意見の取扱いについては、以下の点をあらかじめ御了承願います。
  - ア) 御意見は、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレスを除き、氏名又は法人名・団体名とともに公開する可能性があります。なお、取りまとめの関係上、御意見は概要又は集約した形で公開させていただきます。
  - イ) 御意見に対する個別の回答はいたしません。
  - ウ) 電話での御意見の表明等には応じられません。
- (4) 法人又は団体名で提出する場合の注意事項  
法人名又は団体名で提出する場合には、組織内での必要な手続きを経た上で御提出下さい(法人又は団体の意見であることを確認させていただ

くことがあります)。

なお、連絡先及び住所の記載のない法人名又は団体名による意見は受理  
できません。